

お 知 ら せ

平成 2 6 年 4 月 1 日
総務部契約課工事契約係

平成 2 6 年 4 月 1 日より入札・契約手続きの一部を下記のとおりとします。

記

- 1 最低制限価格の設定範囲について
「予定価格の 8 / 1 0 以上」
- 2 低入札調査基準価格の設定範囲について
「予定価格の 9 / 1 0 以上」
- 3 低入札価格調査の対象について
「予定価格 1 億 8 千万円以上の工事等」
- 4 調査対象者の入札価格が調査基準価格の 1 0 分の 9 を下回った場合の取扱いについて
「落札者とすることができない」
- 5 低入札価格調査を経て契約した工事請負契約について、工事成績評定 7 0 点以上を満たすことができなかった場合、工事成績評定を通知した日から起算して 3 ヶ月間は、調査基準価格未満での契約は認めないこととします。
- 6 上記の取扱いは、平成 2 6 年 4 月 1 日以降に公表される契約案件に適用されます。

以上